

■軽自動車税（種別割）の減免申請手続き

課税課 ☎ 65 - 1224

障がいがある人の軽自動車税（種別割）の減免申請を次の通り受け付けます。

▼対象となる車両（二輪を含む）

4月1日現在で障がい者などが所有する車両（1人1台）

※知的障がい者、精神障がい者、18歳未満の身体障がい者の場合は、その人と生計を一にする人が所有する車を含みます。

▼対象となる用途

①障がい者本人が運転する場合
②障がい者と生計を一にする人が運転する場合

③障がい者のみの世帯の人を常時介護する人が運転する場合
※②と③は障がい者などの通学や通院、生活のために専ら使用するものに限りません。

▼減免申請の申し込み場所 課税課
▼締切日 5月24日(金)
▼申請に必要なもの
身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれか（4月1日以前交付のもの）、納税義務者のマイナンバーが分かるもの、軽自動車税（種別割）納税通知書（5月上旬発送予定）、運転者の運転免許証、来庁者の本人確認書類、福祉事務所長による生計同一証明書（運転者が障がい者と別居の場合）

軽自動車税（種別割）が減免される障がい程度

区分			障がいの程度	
	本人の運転	同一生計者が運転する場合	本人の運転	同一生計者が運転する場合
視覚障害	身体障害者	級	1～4	
	戦傷病者	項症	特別～4	
聴覚障害	身体障害者	級	2・3	
	戦傷病者	項症	特別～4	
平衡機能障害	身体障害者	級	3	
	戦傷病者	項症	特別～4	
上肢不自由	身体障害者	級	1・2	
	戦傷病者	項症	特別～3	
下肢不自由	身体障害者	級	1～6	1～3
		項症	特別～6	特別～3
	戦傷病者	款症	1～3	
体幹不自由	身体障害者	級	1～3・5	1～3
		項症	特別～6	特別～4
	戦傷病者	款症	1～3	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	身体障害者	級	1・2	
	移動機能	級	1～6	1～3
心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸機能障害	身体障害者	級	1・3	
	戦傷病者	項症	特別～3	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	身体障害者	級	1～3	
肝臓機能障害	身体障害者	級	1～3	
音声機能障害	身体障害者	級	3（無咽頭）	
	戦傷病者	項症	特別～2（無咽頭）	
知的障害	療育手帳	級	A	
精神障害	保健福祉手帳	級	1	

申請に必要な書類などの詳細は市HPをご覧ください



■企業の働き方改革・SDGs達成を目指して

産業振興課 ☎ 65 - 1260

新居浜市働き方改革推進企業と新居浜市SDGs推進企業を新たに認定・登録しました。

▼認定・登録企業

- 【新居浜市働き方改革推進企業】（1社認定）
- ・有限会社岡田電機
- 【新居浜市SDGs推進企業】（15社登録）
- ・有限会社ミズタ塗装
- ・有限会社岡田電機
- ・有限会社ゴーイング
- ・株式会社前川
- ・三井住友海上火災保険株式会社
- ・四国西支店新居浜支社
- ・森実タウンサービス株式会社
- ・社会福祉法人宝集会
- ・株式会社白石工務店
- ・稲見電気株式会社
- ・正起ガス株式会社
- ・株式会社東新製作所
- ・西機電装株式会社
- ・株式会社西岡鉄工所
- ・一宮運輸株式会社
- ・近藤酒造株式会社



市HP

■村上家住宅 国の登録有形文化財へ

文化振興課 ☎65・1554

国の文化審議会は3月15日、大島地区にある村上家住宅主屋外2件について、国の登録有形文化財とするように文部科学大臣に答申しました。答申後に行われる官報告示を経て、正式に登録される見通しです。

▼新たな国の登録有形文化財へ

登録されるのは、個人が所有している「村上家住宅主屋」「村上家住宅表門及び南塀」「村上家住宅御成門及び東塀」の3件です。

村上家住宅は、1762年（宝暦12年）に記された資料の中に、書院や湯殿の改修を検討している内容が残されていることから、それよりも前に、藩主を迎えるための設えを持つ、庄屋の建物として創建されたとみられています。

今回の答申にあたり、古民家などの学識経験者として文化財保護審議会委員であった香川大学の釜床美也子先生は「村上家住宅は、これまで部分的な改修は行われているが、創建時の間取りの骨格を残しており、江戸時代中期における東予地方の庄屋の屋敷構えを伝える価値のある建物であり、改めてその価値が認められたことと思います」とコメントを寄せました。

なお、敷地内に入ることはできませんので、ご注意ください。



村上家住宅主屋



村上家住宅表門



村上家住宅御成門



(左) 表門 (右) 御成門と土塀

■衆議院小選挙区の区割りの改定について

選挙管理委員会事務局 ☎65・1311

公職選挙法の一部を改正する法律（令和4年法律第89号）が令和4年11月28日に公布され、同年12月28日から施行されています。これに伴い、愛媛県では、衆議院小選挙区の定数が4から3に減少し、次に行われる総選挙から、新しい定数および選挙区の区割りが適用されることとなります。

▼旧選挙区（定数4）

第1区 松山市（第2区に属しない区域）

第2区 松山市（旧北条市および旧中島町の投票区、浮穴投票区および久谷第1、第4投票区）、今治市、東温市、上島町、松前町、砥部町

第3区 新居浜市、西条市、四国中央市

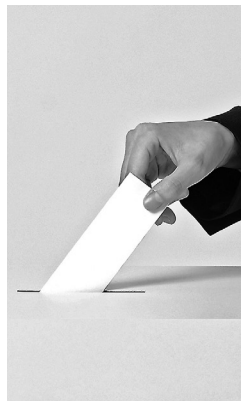
第4区 宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、久万高原町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町

▼新選挙区（定数3）

第1区 松山市

第2区 今治市、新居浜市、西条市、四国中央市、上島町

第3区 宇和島市、八幡浜市、大洲市、伊予市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町



みんなで投票。みんなで参加。
あなたの一票大切に



※区割りの改定については、市選挙管理委員会HPまたは総務省HPをご覧ください。



▲総務省 HP



▲選挙管理委員会 HP